

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第15号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中ウを削り、エをウとし、オをエとする。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項第1号中「100分の83.5以上100分の135以下」を「100分の93以上100分の150以下」に改め、同項第2号中「100分の74以上100分の83.5未満」を「100分の82.5以上100分の93未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の64.5」を「100分の72」に改める。

第14条の2第1項中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。